

小田原市下水道条例等の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市下水道条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	令和6年9月13日（金）
意見提出期間	令和6年9月13日（金）から令和6年10月15日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、給排水業務課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	6件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1
C	今後の検討のために参考とするもの	1
D	その他（質問など）	4

〈具体的な内容〉

(1) アナログ規制の見直しに伴う改正に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	改正前は排水設備工事責任技術者が1人以上専属となっている。どのような趣旨から専属としていたのか。	D	異なる事業所や複数の営業所を掛け持ちすることなく、特定の営業所に所属させることで、下水道条例第5条の4、第5条の8、第5条の11等に定めている指定工事店、責任技術者の義務を担保させることを趣旨としていました。

2	改正後に他の営業所と兼任となった排水設備工事責任技術者に1人以上専属させていたときの趣旨の業務をどのように担保させるのか。それらは、各例規に明文化されるのか。	D	デジタル技術等を活用することで、離れた場所からでも、技術上の管理・指導監督を行うことも可能となったことから、下水道条例第5条の4、第5条の8、第5条の11等に定めている指定工事店、責任技術者の義務は担保されと考えます。そのため、新たに各例規への明文化はしません。
---	---	---	---

(2) その他に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	住民票の写しと在留カード又は特別永住者証明書の写しでは意味するところが変わるため、改正案の表現を改めるべき。	B	改正案の表現は各証明書の写しを求めることを意味しているため、表現はこのままとします。
2	なぜ在留カード又は特別永住者証明書の写しを住民票の写しと同様に使用することができるようにするのか。	D	平成24年に外国人登録制度が廃止されたことに伴い、中長期在留者、特別永住者等の外国人住民に対して住民票が作成されることとなったことから、在留カード又は特別永住者証明書の写しを住民票の写しと同様に使用できることとしたものです。
3	在留カード又は特別永住者証明書を所有しているが、住民票の写しを取得できない外国人がいるのか。	D	在留カード又は特別永住者証明書の交付対象となる方は、居住の市区町村で住民票が作成されていることから、住民票の写しの取得ができない外国人は基本的にいないと考えます。
4	在留カード又は特別永住者証明書の写しを使用できるようにするのであれば、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートといった身分証の写しも提出できる書類に加えるべき。	C	関係法令の改正に伴い、提出書類に加わる改正が行われる場合は、検討をします。